

●シンポジウム=うたとかたり①

詠う歌、詠らぬ詠り

藤井貞和

序

「うた」は詠う「うた」と詠わない「うた」とに分けられる。現代の短歌（俵万智のそれなど）は「うた」と言うもののけつして詠わない。近世以前、中世でもそうだし古代もまたそうである。『土佐日記』のなかの紀貫之は多くの五七五七七という形式の「うた」を残すものの詠っているそれはない。大伴家持などもまた、詠つていた証拠がない。古代の「うた」はだいたい詠われなかつたのではないか。『万葉集』のほとんど、そして『古今和歌集』は巻二〇のなかを除き、「うた」と言われているのにもかかわらず詠われない。

——と述べてはみたものの、「詠う」とはどんな条件、どんな状態にあることが「うたう」と言われるのにふさわしいか、考察が必要である。「うたとかたり」というテーマは「うた」か「かたり」かどちらかに比重をかけて接近を試みるしかない。「うた」を中心にしてここでは考察を進めることにする。

資料（一）その一 王府おもろ

うおーふぬうむい（王府のおもろ）

おーれーがふし（あたりやへがふし）

ウーウォーンオーキーあーウォー

ンオーキーまーアーンオー

シオーキーみーイー

アーウォーンウーンウー

ここに、詠う「うた」とはこれだ、と信じられる場合をまず提出

したい。山内盛彬氏が詠うオモロのテープを、池宮正治氏の好意によつて、昨年の暮れ、聞くことができた（池宮テープ）。これを池宮氏が書き留めた表記にはば従い⁽²⁾、さらに高江洲義英氏詠うオモロ（教材用のもの、高江洲テープ⁽³⁾）を参照にして、以下のように書き出してみる。

一

きゅーウオーンンオーキーがーアー

ンオーキーうーウオーンウー

さーアーンオーキーしーイー

ウーウオーンンオーキーしゅーウオーンウー

くーウオーンンオーキーぬーウオー

ンオーキーうーウオーンウー

しーエーンオーキーまーウオーンウー

うーりーヨーウオーンンオーキーたーアー

ンオーキーりーヨーンウー

とうーむーヨーオーンンオーキーむーオー

ンオーキーすいーウオーンウー

うーじやーアーアーンオーキーかーウオー

ンオーキーむーウオーンウー

いーしーヨーウオーンウー

ちょーホーウオーンンオーキーわーアー

ンオーキーりーヨーンウーンウー

(※) 「ン」か。
(※※) 「ホ」ママ。

これによると、山内氏は「ふし名」を先に言つてから「うた」にはいる。この「ふし名」つまり歌謡の名があることを第一に「うた」の条件であると数えたい。うたのタイトルというのと違つて、民謡の「一節」、盆踊り歌の「ふし」、古代歌謡の「ぶり」などに通じるところがある。

第二に、音韻的に、意味を持つ音のほかに、カタカナ表記の個所

に見られるように、装飾音韻（はやし音）を持つ。ここでは意味音韻と装飾音韻との区別を考えてみるのである。「うた」を「うた」でないものから隔てている大きな要因があるとしたらそれは装飾音韻であろう。

第三に、繰り返しのあることが特徴的である。これは『おもろさうし』のほうからよりはつきりしてくることなので引いておく。

(参考)『校本おもろさうし』より、一二ノ一
稻之穗祭之時おもろ

あたりやへかふし

一 あまみきよかうさししよ、

この、大しま、おれたれ、

とも、すへ、

おきやかもいす、ちよわれ、

又 ほうはな、とて、

ぬきあけは、

ちり、さひは、つけ、るな

以上の三条件（あとにもう一条件を加えるが）はすべてを満たさなければならぬか、必ずしも断言できないのにしても、これらの諸条件を大きく欠く場合には「謡う歌」と言いがたいものがありはしないか、という課題である。といつてもまだオモロを掲げただけであるから、次に古代歌謡との比較を試みたい。

以上のこととは古代歌謡からも言えるのではないか、言い換れば、古代歌謡が果たして歌謡であるのならば、第一～第三の条件はそれらの上に複合的に見られるべきではないか。九世紀初頭には成立した『琴歌譜』のなかから、「歌返」（ウタヒカヘシ）について観察を試みる。

資料（二）その二 古代歌謡⁽⁴⁾

歌返　之方久尔乃安波知乃美波良乃之乃佐祢己自尔伊己之毛知
支天安佐川万乃美為乃宇へ尔宇惠川也安波知乃美波良乃之乃
難波高津宮御宇大鶴鶴天皇納八田皇女為妃……（中略）……今
校不接於日本古事記

○

茲万久尔_{伊引乃}／安波遲央乃応美_{引波良ム乃}_{中上}志／乃詩央也佐
祢己_自_{伊伊中上}尔_伊之央也佐祢己_自_{伊伊}尔_上伊_上佐祢己_自_伊
尔_上伊央也央伊_{自毛於下}知支豆_上之央也安佐豆_{万阿}乃
於上於上之央也……（下略、右傍書き入れなど多く省略）

これについて、ひらかなを利用して書きくだしてみる。

しまくに——のあはぢ のお／みーはら のし のし やさ
しまくに——のあはぢ のお／みーはら のし のし やさ

あはぢ のオーミーはら のし のシ ャ
さねこ じ——にイシ ャ
さねこ じ——にイ
さねこじー にイ ャ
いこぢもオちきてシ ャ
あさづ ま の——シ ャ
あさづ まのオオ
あさづまアのー
みぬ のオーハにうゑ工 エ つ ウ —
あはぢ—— のオミハラ のオシの
うゑー_(※)づウ シイ の
あはぢ——のー みはら のしの
うゑー つ——しー のしのー オー

ねこ じ——にいし やさねこ じ——にいさねこじー にい
や いこじもおちきてし やあさづ ま の——し やあさづ
まのおおあさづまあのーみゐ のおーうへにうゑー え つ
うー うやあはぢ—— のおみはら のおしのうゑー づう
しい のあはぢ—— のー みはら のしのうゑー つ
しー のしのーお おーう——ゑえーつーしー のーしー の
——うゑーつーし のーし のー （手七十三）

右の表記をさらに展開させ、装飾音韻をカタカナにして示す。

う——エーフーし——の——し——の——
うえ——つ——し——の——し——の—— (手七十三)

(※) 「や」はもと装飾音韻か。

(※※) 「づ」、原漢字は「豆」字。

「歌返」とあるのは『琴歌譜』冒頭の「茲都歌」に対して歌い返すことを意味し、これが「ふし名」に相当していると判断される。また明らかに装飾音韻を持ち、かつ繰り返しがいちじるしい。この「歌返」が表記の上で先に見たオモロによく近似しており、比較に耐えうる性格のものになつてゐることを見てとつていただければ幸いである。

三

けつして予断をもつて見るつもりはないが、『琴歌譜』にかかわる深い『古事記』のなかの古代歌謡は、その説話のなかでどのように取り扱われているかを見ると、ほとんど謡われる、あるいは謡われた「うた」としてある。確實に説話のなかで謡われたとされる場合(○)と、ほぼ謡われたと見られる場合(○)とをみると、多くの説話のうちがわで主人公たちが謡うことによつてこれらの歌がもたらされた、と述べられていることが分かる。

『土佐日記』について冒頭にちょっと述べたが、他の和文の文学、日記文学や物語文学類についても言える、多くの「うた」をそれらは抱えていても大部分のそれらは謡われるものでなかつた(あとに

このことはさらに述べる)、という特徴に比べる時、『古事記』の「うた」が謡われるものであること、謡われることによつてもたらされた、と説話のなかにあることはすこぶる特異な事柄であると言つてい。ともあれ一覧しておく。

資料 (1) 古事記歌謡⁽⁶⁾

- K—1 「作御歌、其歌曰」 ○K—2 「歌曰」 ○K—3 「自内
歌曰」 ○K—4 「歌曰」 ○K—5 「取大御酒杯、立依指拳而、
其御名、故、歌曰」 「夷振」 K—7 「献歌之、其歌曰」 K—8
〔答歌曰〕 (以上、卷上) ○K—9 「歌曰」 (音引)、ハヤシコト
バあり ○K—10 「～之歌曰」 ～ 「如此歌而」 ○K—11
「歌曰」 ○K—12 「歌曰」 ○K—13 「歌曰」 ○K—14
「歌曰」 [9—14]、日本書紀に「来目歌」とあるのに該当する
K—15 「以歌白於天皇曰」 K—16 「以歌答曰」 ○K—17
「歌曰」 ○K—18 「答歌曰」 ○K—19 「天皇御歌曰」 ○
K—20 「以歌令知其御子等、歌曰」 ○K—21 「歌曰」 ○
K—22 「少女」 ～ 「而歌曰」 ○K—23 「御歌曰」 ○K—24
〔其后歌曰〕 ○K—25 「歌曰」 K—26 「続御歌、以歌曰」
○K—27 「御歌曰」 K—28 「答御歌曰」 ○K—29 「御歌
曰」 K—30 「思国以歌曰」 ○K—31 「歌曰」 [K—(3
0)] 31、「思国歌」 ○K—32 「歌曰」 「片歌」 ○K—33
〔御歌曰〕 ～ 「歌竟即崩」 ○K—34 「～而、哭為歌曰」 ○
K—35 「歌曰」 ○K—36 「歌曰」 ○K—37 「歌曰」 [K—

34~37、皆歌其御葬也、故、至今其歌者、歌天皇之大御葬也
 ○K-38 「歌曰」 ○K-39 「御歌曰」 ~「如此歌而」〔琴歌
 譜にある歌〕 ○K-40 「答歌曰」〔琴歌譜にある歌〕 [K-(3
 9~) 40] 40、「酒樂之歌〕 ○K-41 「望葛野歌曰」 ○K-42
 「(大御酒盞) 御歌曰」 ○K-43 「御歌曰」 ○K-44 「御歌
 曰」 ~「如此歌而」 ○K-45 「太子歌曰」 ○K-46 「歌
 曰」 ○K-47 「吉野之国主) 歌曰」 ○K-48 「擊口鼓、
 為伎而歌曰」〔國主等・恒至于今詠之歌〕 ○K-49 「うらげ
 て」 御歌曰」 ~「如此歌幸行時」 ○K-50 「即流歌曰」 ○K
 -51 「弟王歌曰」 (以上、卷中) K-52 「望~以歌曰」 ○
 K-53 「遙望歌曰」 ○K-54 「歌曰」 K-55 「獻御歌
 曰」 (宣長『古事記伝』に「御」字を疑う) ○K-56 「歌曰」
 ○K-57 「歌曰」 ○K-58 「歌曰」 ~「如此歌而~」 K-
 59 「送御歌曰」 ○K-60 「~而歌曰」 ○K-61 「歌曰」
 ○K-62 「歌曰」 ○K-63 「歌曰」 [K-57~61、63、
 志都歌之歌返] K-64 「賜遣御歌、其歌曰」 K-65 「答歌
 曰」 ○K-66 「天皇歌曰」 ○K-67 「答歌曰」 ○K-6
 8 「歌曰」 ○K-69 「歌曰」 ○K-70 「歌曰」 K-71
 「以歌問~、其歌曰」 K-72 「以歌語曰」 ~「如此白而」 ○
 K-73 「被給御琴歌曰」 [本岐歌之片歌] ○K-74 「歌曰」
 「志都歌之歌返」 ○K-75 「天皇歌曰」 ○K-76 「望~天
 皇~歌曰」 ○K-77 「天皇歌曰」 ○K-78 「歌曰」 [志良
 宜歌] ○K-79 「歌曰」 ○K-80 「ナシ
 「夷振之上歌 (79も?)」 ○K-81 「歌曰」 ○K-82 「手

を挙げ膝を打ち、舞かなで、歌参来、其歌曰」 ~「如此歌参帰」
 「宮人振」 ○K-83 「歌曰」 ○K-84 「歌曰」 ○K-8
 5 「歌曰」 [K-83~85、天田振] ○K-86 「歌曰」 [夷振
 之片下] K-87 「獻歌、其歌曰」 ○K-88 「歌曰」 ○K
 -89 「~而歌曰」 ○K-90 「歌曰」 ~「如此歌即共自死」
 [K-89~90、読歌] ○K-91 「歌曰」 K-92 「賜御
 歌、其歌曰」 ○K-93 「歌曰」 ○K-94 「答其大御歌而歌
 曰」 [琴歌譜にある歌] ○K-95 「歌曰」 [K-92~95、志
 都歌] K-96 「作御歌、其歌曰」 [御琴を弾かせ、舞わせて]
 K-97 「作御歌、其歌曰」 ○K-98 「歌曰」 K-9
 「作御歌、其歌曰」 ○K-100 「歌曰」 ○K-101 「大后
 歌、其歌曰」 ○K-102 「天皇歌曰」 [K-100~102、
 天語歌] ○K-103 「天皇歌曰」 [宇岐歌] [琴歌譜にある歌]
 K-104 「獻歌、其歌曰」 [志都歌] ○K-105 「歌曰」 ~
 「如此歌而、乞其歌末之時」 ○K-106 「歌曰」 ○K-10
 7 「歌曰」 ○K-108 「歌曰」 ○K-109 「歌曰」 ○K
 -110 「歌曰」 ~「如此歌而」 [K-105~110 (歌垣に立
 つ)] K-111 「作御歌、其歌曰」 ○K-112 「天皇見送、
 歌曰」 (以上、卷下)

四

「古事記」が特異な歌謡文学になつてゐることの理由は一にかか
 つて「古事記」のもとになるフルコト⁽⁷⁾が歌謡にまつわる伝承の集成

であつたからであろう。『古事記』は特殊な作品世界、つまり謡う

「うた」、謡う声のあふれる世界だと言つていい。のべつに謡うこと

が許される古代であつたとは信じられないものがあるが、こんなに

謡う「うた」の声のあふれる世界は、謡うという状態を集めた世界

であると言いたいような気がする。

それに對して、もう一度、確認するようにして言うと、古代の「うた」は一般には右の条件から見てだいたい謡われない「うた」であつた。『万葉集』のほとんど、そして『古今和歌集』のある部分を除いて、和歌は「うた」と言わわれているのにもかかわらず謡われないのである。また散文のうちなる和歌も謡われない。そしてそれはただひたすら特殊な場合においてのみ謡われる和歌があることを認めることができる。これを条件と見なして、

第四に、謡われる場所・状態。

第五に、謡われる場所・状態。

『竹取物語』に五人の求婚者がかぐや姫を得ようと集まるところに、日暮るるほどに、例の集まりぬ。あるいは笛を吹き、あるいはうたをうたひ、あるいは唱歌をし、あるいはうそぶき、扇を鳴らすなどするに、翁いでて言はく、(以下、略)。

という興味深い記事(いま直接かかわりないにしろ「唱歌」まで出てくるのだから)がある。

また、『源氏物語』の冒頭から五巻(桐壺→若紫)を見ると、「うた」はたくさんあっても謡う「うた」はただ一首あるのみ。若紫の巻の、光源氏が女の家の前渡りする場面に、門うちたたかせ給へど、聞きつくる人なし。かひなくて、御ど

もに、声ある人して、
あさばらく霧り立つ空のまよひにも行き過ぎがたきいものが
うたはせ給ふ。

門かな

と、二返りばかりうたひたるに、(以下、略)

とある。これらのように男が女にアピールするために大声で「うた」を謡うという場合がある。

それははるかな時代からの「うた状態」⁽⁸⁾に起縁を持つ、「うた」が「うた」であるべき重要な条件であつた。(宮廷)の宴会とか、恋愛的場面、例えば歌垣、別には旅中、舟、労働のケースもあるが、「うた」が行われるところはおおよそ限定的であつて、その流れのすえに物語文学のなかでも色好みの場合においては謡う「うた」が必要とされたのだ、ということが言えるのではないか。それに対しても謡わない「うた」は右の諸条件のいくつかを欠き、謡う「うた」の代用、音楽の経済化、説話の中への取り込み、創作文学性の発展などいろいろに考えられる理由によつて広がつた、と想像される。

実は無文字社会において「謡う歌」と「言う歌」との区別はあるものらしい。川田順造氏の「口頭伝承論」⁽⁹⁾によると、お話を中での歌のメッセージは、他の部分で「蛙(その他は)こう言つた」と表現されており、つまり「言う」(yeele)行為としてとらえられていて、「うたう」(yule)とはみなされていない、ということがある。「うたう」と「言う」との区別が無文字社会にもありうることになると、謡わない「うた」の発生を文字の影響に見るといふことも許されない。

最後になつたが、語らない語りはあるか、ということも併せて考

えると、やはりそれはある、と答へざるをえない。書かれる作品は、「語り」をいわば作品のなかに構造として閉じ込め、それじたいは

語ることのできない位相へ転出し、固定化、芸能化、芸術化を遂げ

る。(10)だから『古事記』も『源氏物語』も文字を追つて語ることはで

きない。それは言つてみれば語らない語り（語ることのできない語り）である。それらはしかし封じ込めた「語り」の構造や力を支え

とし、それを深い根拠にして成り立っている、ということができる。謡わない「うた」が根底には「うた」そのものを根拠にして成り立つことと恐らく同じことなのであろう。

注

(1) 「いふ」「よむ」などの歌が大部分である。

(2) 池宮正治「王府おもろ」五曲六節の詞章について（山内

盛彬翁王府おもろ調査報告書、一九八三・三）。これに基

づき、補正を試みた。

(3) 『高等学校国語II』（三省堂）のための教材用テープ。

(4) 『古樂古歌謡集』（陽明叢書）。

(5) 「応」字（二か所）を「おー」と解しておく。

(6) 『古代歌謡集』日本古典文学大系の番号により、Kは日本思想大系『古事記』に基づく古事記歌謡を意味することにする。

(7) 藤井『物語文学成立史』（東京大学出版会、一九八七）、一一ページ以下。

(8) 同、五一三ページ以下。

(9) 『社会史研究』二、一九八三。

(10) 『物語文学成立史』、三一八ページ以下。

(付記) 本稿は日本口承文芸学会の松江大会のシンポジウム（一九八八年六月四日）での発表をもとにしている。

（ふじい・さだかず／東京学芸大学）